

2024 1月

Vol.40

京丹波森林組合 もり 森林の便り

伐る・使う・植える 循環する山造りの推進



(和知地区大迫地内 町有林の皆伐現場/ドローンにて撮影)



発行:京丹波森林組合

〒629-1121 京都府船井郡京丹波町本庄木下9番地

TEL. 0771-84-0086 FAX. 0771-84-1018 / 企画・編集: 総務課



新年のごあいさつ



京丹波森林組合

代表理事組合長 樋口義昭

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地の1日も早い復興そして被災されました皆様の生活が早く平穏に復することを心よりお祈り申し上げます。

皆様におかれましては、ご家族お揃いでご健勝にて新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、森林組合の事業推進において、各行政区の林業推進委員様をはじめ、総代の皆様に、格別のご支援ご協力を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

本年も変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

さて昨年を振り返りますと5月8日には、新型コロナウイルス感染症の位

置づけが、「5類感染症」に移行され、毎日通常の生活が戻って来たものの、ロシアのウクライナ侵攻による争い、またパレスチナとイスラエルによる戦争と多くの犠牲者が出ている中、この争いによる影響は、わが国をはじめ世界各国で物価の高騰等、大きな影響を受けているところであります。

一方、地球温暖化による影響と思われる大規模な森林火災の発生や、集中的な豪雨が世界各国で発生しており、7・8月には九州地方や東北地方でも記録的な大雨による土砂崩れ等大きな災害が発生しました。

また昨年7月の世界の平均気温も観測史上最高気温を記録し、国連事務総長が「地球温暖化時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と発言もされました。これまでの気候変動における対策をより加速させる必要も示さ

れ、昨年12月13日に閉幕したCOP28においては、「化石燃料からの脱却を進め、今後10年間で行動を加速させる」と定められました。

こうした情勢の中、森林組合の運営においても、地球温暖化防止や災害防止を目的とし、森林整備を進めるために必要となる地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

既に「森林環境譲与税」は、国から各市町村への譲与が開始されており、京丹波町も当組合と連携し、町内の未整備森林を対象に森林境界の明確化を進め、「森林経営管理制度」において森林整備を図り、森林の持つ機能が最大に活かされるよう取り組みを進めているところであります。

また、「森林環境税」は、令和6年

度より各市町村において、個人住民税均割と併せて、1人年額1,000円の徴収が行われ、年間に総額で約600億円となり、この全額が先程の「森林環境譲与税」として、各市町村等へ譲与され森林整備等に活用されます。

特に令和5年度は、次年度からの各市町村へ譲与される「森林環境譲与税」の配分額の見直しの年であり、京丹波町からも畠中町長様をはじめ京丹波町議会より国へ要望書並び意見書を提出いただきました。

こうした取り組みにより、令和6年度からの「森林環境譲与税」の譲与額が、山間部の各市町村には今までより手厚くされることになりました。

本当にご協力いただきました関係者の皆様にお礼を申し上げます。

また、3年目となりました京丹波町より委託され取り組みを行っている森林環境教育も、令和5年度は丹波ひかり小学校と瑞穂小学校の児童の皆様を対象に、森林に入り直接立木に触れ、また林内の表土を観察する等、森林の働きや木の大切さを学んでいます。そして森林の中で働く職人達の仕事

を学び知るため、杉・桧を伐採し高性能林業機械により造材する現場での作業の様子と、直接職人達から話を聞かせてもらっています。こうして子供のころから森林の持つ機能と共に林業という職業を知り学ぶ機会を持つことは、本当に大切なことです。

こうした事業を京丹波町から委託を受け、そして組合員の皆様が所有されている森林においては「森林經營計画」を樹立し、町より認定も受け組合へ委託いただき搬出間伐並び新たな作業道の開設と、隣接する広葉樹林においては優良な広葉樹の育成の施業等、総代会でご承認を受けました令和5年度事業をほぼ計画通り進め、昨年12月末を持ち当森林組合の令和5年度事業を締めくくることができました。

関係機関をはじめ、京丹波町の皆様には格別ご理解ご協力をいただきましたこと厚くお礼申し上げ、本年におきましても役職員一丸となり事業の推進に努めてまいりますので、引き続きご指導ご支援をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健康ご多幸を祈念し、年頭のごあいさつといたします。

副組合長	安井 昭
監理	真野 文彬
監理	上田 小百合
監理	澤田 甚吾
監理	片山 幹夫
監理	松本 宏
監理	山口 輝也
監理	野間 広和
監理	川辺 明美
監理	田中 均
監理	萩尾 敏和
監理	今西 るり子
監理	竹内 俊行
監理	下村 孝康
監理	杉本 三季祐
監事	細見
監事	憲生
代表監事	

森林整備課より



●森林環境譲与税を活用した 令和5年度 山林境界明確化業務の取り組み内容について

山林境界明確化業務は山林の個人ごとの境に杭を打ち、後の世代の方々に財産である所有山林の所在地を明らかにする事業で、京丹波町と業務委託契約を締結し、令和2年度から和知、丹波、瑞穂の各地区で取り組んでいます。本年度は才原団地の宮ノ上、火ノ口地内を中心に取り組んでいます。10月に開催した地元説明会では、16名の対象となる森林所有者の皆様に参加頂き、熱心に説明を聞いていただきました。説明の際に、「この業務を進めるに当たっては、森林所有者の皆様や境界に精通されている方々のご理解とご協力無くしては進みません」とお願いさせていただきましたところ、これまで5回の現地境界確認に立会っていただき、その都度多くの境界明確化を進めることができました。



(地元説明会 実施状況)



(該当箇所の所在を図面により確認)

現地確認調査で山道を歩いていると、「祖父や父親は山が好きやったけど、自分はあまり山に入ったことはない」、「山に入るは何年ぶりやろ」等、当日参加された方々と思い出話をしながら歩いておられました。「年配の方は、境界の記憶はあるが、山を歩くことが困難、若い方は、山は歩けるが、境界が分からぬ」という話をよく伺います。今この段階で少しでも境界を明らかにし、今後の森林整備につなげられるように境界明確化業務を進めて参ります。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



(森林所有者による立会い状況)



(境界確認後 杖を埋設)

森林業務課より

●水源林造林事業について

水源林造林事業は、水源を涵養するための森林の造成を計画的に行い、水源涵養機能の回復を早期に図り、より高度に発揮させるため、現在では水源涵養機能などの一層の発揮はもとより、「生物多様性の保全」や「地球温暖化の防止」などの面からも貢献できるよう「針広混交林」や「育成複層林」等、多様な森林づくりを進めている事業です。

この事業は、森林所有者が土地を提供し、森林組合等が造林者となり森林を造成し、森林整備センターが費用の負担と技術の指導を行う仕組み（分収造林契約）で実施します。

契約期間は概ね100年で、契約期間中に3者間でお互い協議の場を持ち、最終伐採の時期を定めます、伐採後は、下図の通りそれぞれの分収割合に基づき収益を受けることとなります。

京丹波町内においては、当組合が造林者となって整備を進めている契約地は53件となっており、近年では、広瀬・質美地区で新規契約を結び、事業を進めています。



質美下村 事業地(ドローン撮影)



【植 栽】



【下 刈】



【除 伐】



【間 伐】

総務課より

●森林組合感謝DAYの開催

12月2日（土）瑞穂支所所前、12月3日（日）和知本所前において「森林組合感謝DAY」を開催いたしました。チェーンソー・草刈り機の無料点検・目立て、林業資機材等の販売を実施しました。風の冷たい時期でしたが、2日間で110名余りのお客様にご来場いただきました。



また同日3日に開催されました京都府立林業大学校の林大祭に、木育体験で出展しました。杉・桧を使用した「木のたまご作り」を実施し、52組の方にご参加いただきました。下は2歳、上は73歳と幅広い層の方に体験していただけました。



.....相続登記の申請義務化について.....

令和6年4月より、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年内に、相続登記の申請を行うことが義務化されます。法施行以前に相続した不動産も義務化の対象となりますので、ご注意ください。

Q1 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年内に、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。

Q2 義務化が始まるのは、いつからですか？義務化前に相続した不動産も対象ですか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（令和9年3月31日までに申請する必要があります。）ので、要注意です。

Q3 不動産を相続した場合、どう対応すればいいですか？ 相続人が多数いて、早期の遺産分割が難しいのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。早期の遺産分割が難しい場合には、「相続人申告登記」という簡便な手続を法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。

Q4 相続登記については、どこに相談すればよいですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。

Q5 自分の森林がどこにあるのか分からないのですが。

森林が所在する（と思われる）地域を管轄する市町村の林務担当部局等にご相談ください。

Q6 森林を今後どのように管理したら良いか分からないです。

森林が所在する地域を管轄する都＝道府県の出先機関や市町村の林務担当部局、森林組合等にご相談ください。

*引用・出展：林野庁

制度や手続きの詳細については、法務省WEBサイトで解説されていますので、そちらもご覧ください。

キャップストーン研修生（前期）よりお礼の手紙を頂きました

～京都府立林業大学校2年生 大西 悅太 君～

前略 この度のキャップストーン研修におきましては、お忙しいところ時間を割いていただき誠にありがとうございました。また、きめ細やかな心配りやご指導をいただき、心より感謝申し上げます。

支障木伐採では、利益を追求するのではなく信頼を得ることを大切にしていると教えていただき、仕事をするときの心構えについて学ぶことができ、貴重な経験となりました。また、皆伐現場では目立てのやり方など多くのアドバイスをいただき、追い口を水平に切るなどの課題を見つけることができましたので、上達できるよう努力していきたいと思います。

今後は京丹波森林組合様より御教授いただきました貴重な体験を糧とし、日々精進してまいりたいと存じます。

末筆ながら、貴組合の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。
草々

キャップストーン研修



キャップストーン研修とは、ピラミッドの頂上の石を意味します。2年次の後期には、学習の総仕上げとして地域社会へ入り、知識を実践できる応用力を磨きます。

～京都府立林業大学校2年生 平 和将 君～

前略 この度のキャップストーン研修におきましては、お忙しいところ時間を割いていただき誠にありがとうございました。また、きめ細やかな心配りやご指導をいただき、心より感謝申し上げます。

前半の2週間は職員の方々の仕事を体験させて頂き、多くの事を学ぶことができました。また、後半の皆伐作業では、伐倒のコツや重機操作など多くのアドバイスをいただき、自分の中で成長を感じることができました。ありがとうございました。

今後は京丹波森林組合様より御教授いただいた貴重な体験を糧とし、日々精進してまいりたいと存じます。

末筆ながら、貴組合の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。
草々



(獣害柵設置)



(支障木伐採)



キャップストーン研修生（後期）よりお礼の手紙を頂きました

～京都府立林業大学校2年生 池田 桐耶 君～

前略 この度のキャップストーン研修におきましては、お忙しいところ時間を割いていただき誠にありがとうございました。また、きめ細やかな心配りやご指導をいただき、心より感謝申し上げます。

間伐作業では、チェーンソーの操作をはじめ、グラップルを用いての仕分け作業など様々な作業を体験させていただきました。その作業を通して現場の一日の流れや現場がどのように進んでいくのかを学ぶことができました。この経験を活かして就職しても活躍できるよう頑張ります。また森林環境教育では子供たちと山で一緒に作業するという大変貴重な経験をさせていただきました。子供たちに林業という仕事を知ってもらうお手伝いができたことを大変嬉しく思っています。

今後は京丹波森林組合様より御教授いただいた貴重な体験を糧とし、日々精進してまいりたいと存じます。

末筆ながら、貴組合の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

草々

～京都府立林業大学校2年生 清原 大河 君～

前略 この度のキャップストーン研修におきましては、お忙しいところ時間を割いていただき誠にありがとうございました。また、きめ細やかな心配りやご指導をいただき、心より感謝申し上げます。

間伐現場では、機械搬出の流れについて学ぶことができ貴重な経験となりました。また伐倒作業や重機操作など多くのアドバイスをいただき、チェーンソー技術の課題を見つけることができましたので、上達できるよう努力していきたいと思います。

今後は京丹波森林組合様より御教授いただいた貴重な体験を糧とし、日々精進してまいりたいと存じます。

末筆ながら、貴組合の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

草々



(測量)



(支障木伐採)

和知中学校職場体験研修生よりお礼の手紙を頂きました

～京丹波町立和知中学校2年生 野間 健生 君～

令和5年11月8日～10日の3日間の日程で、和知中学校2年生1名が職場体験のため当森林組合を訪れました。職員と共に森林調査や間伐材の検収作業、また、伐採搬出現場や間伐材納材先の京都木材加工センター（綾部市）の見学を行いました。

拝啓

朝夕はひときわ冷え込むようになりました。京丹波森林組合の皆様には、いかがお過ごしでしょうか。

さて、先日はお忙しいところ、私たちの職場体験のため貴重なお時間をいただきありがとうございます。皆様に優しく迎えていただき、楽しく過ごすことができました。

実際に作業を体験し、木を植えてから伐採を行うために何十年もの時間をかけて整備をしていることがわかりました。

山の見学で間近で木の伐採を見せてもらったのが印象に残っています。何十年もかけて育てる木を次の世代に受け継ぎ、そしてまた次の世代に受け継がれていくことを知りました。

貴重な体験をさせていただき、本当にありがとうございました。十一月も半ばとなり、朝晩はめっきり冷え込むところとなりました。皆様お体を大切になさってください。

敬具

十一月十六日

京丹波町立和知中学校二年 野間 健生



(検収作業)



(間伐作業の見学)

蒲生野中学校職場体験研修生よりお礼の手紙を頂きました

～京丹波町立蒲生野中学校2年生 新田 想宙君・渡辺 悠君～

令和5年11月15日～17日の3日間の日程で、蒲生野中学校2年生2名が職場体験のため当森林組合を訪れました。

拝啓

朝晩はめつきり寒くなるこの季節、京丹波森林組合の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、先日はお忙しいところ、私たちの職場体験学習のためにお時間をいただきありがとうございました。

実際にお仕事をさせてもらつて、丸太の体積を測る仕事が一番楽しむことができました。お土産にイスを作らせてもらい、ありがとうございました。皆様は終始私たちに優しくしてください、とても楽しい体験学習ができました。

体験学習では日々の積み重ねがミスを減らしたり、効率化が大切だと知り、コミュニケーションが大事だと思いました。外に出るには上着が必要になつてきましたが、お体に気をつけてこれからも頑張ってください。

十一月二十四日
京丹波町立蒲生野中学校二年
新田 想宙

敬具

拝啓

朝晩はめつきり寒くなつて参りました。京丹波森林組合の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、先日はお忙しいところ、私たちの職場体験学習のためにお時間をいただきありがとうございました。

実際に職場で体験をし、森林への配慮が施されていることを知りました。実際に作業をして、測量が一番楽しくできました。私は、森林組合では、木を切つて、森林を観察するだけの仕事だと思っていましたが、測量や木の体積を測るなどの作業を行つているのだと知りました。

十一月二十四日
京丹波町立蒲生野中学校二年
渡辺 悠

敬具

職場体験風景



(検収作業)



(納材の見学)

■令和6年 つち表

樹木も生物である以上、人間と同じようにバイオリズムがあると考えてよいと思います。活発に活動する時期と沈静化する時期とが交互におとすれ、抵抗力が落ちる時期に伐採すると、虫がはいりやすくなります。また、除間伐材を山に放置する場合は腐りやすくなります。

月	大つち	小つち	土用	木の伐れる日
1	7日～13日	15日～21日	18日～31日	1日～6日
2			1日～3日	4日～29日
3	7日～13日	15日～21日		1日～6日 22日～31日
4			16日～30日	1日～15日
5	6日～12日	14日～20日	1日～4日	21日～31日
6				1日～30日
7	5日～11日	13日～19日	19日～31日	1日～4日
8			1日～6日	7日～31日
9	3日～9日	11日～17日		1日～2日 18日～30日
10			20日～31日	1日～19日
11	2日～8日	10日～16日	1日～6日	17日～30日
12				1日～31日

※大つち・小つち共7日間:この期間に木を伐ると虫が入りやすく腐りやすい。土用も同じ。

※除伐・下刈りは、大つち・小つち等の期間に伐ると早く腐る。竹も同じ。

■総代会の開催(予定)について

令和6年度通常総代会を令和6年3月2日(土)午後より開催予定としています。総代の皆様におかれましては、年度末で何かとご多忙のことと存じますが、ご予定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。